

「日本における認証された熱帯木材および合法性の証明された熱帯木材の需要開拓」プロジェクトの取組と展望

Progress and perspective of the ITTO project,

“Promoting and creating market demand for certified tropical wood and verified legal tropical wood”

【背景・目的】

森林保全の手段の一つとして、世界的に森林認証面積が増加傾向にある¹。しかしながら熱帯諸国における森林認証面積は伸び悩んでおり²、その一因として認証材の消費国における需要量と生産国における供給量とのミスマッチが挙げられる。また様々な情報が多様なチャンネルから発信されているものの、対象業者に向け整理されて発信されているものが少ないこともその一因と考えられる。

本プロジェクトでは、拡散している合法検証材 / 認証材に関するポジティブ、ネガティブを問わず、様々な情報を整理し、日本の木材取扱者、および利用者を中心に発信することで、同材に対する需要を喚起することを目的としている。

【取組み】

プロジェクトは 2 年間の取組みで、初年度は国内企業の意識調査、生産地の環境・社会影響調査、普及活動ツール作り、そして国内企業を対象としたワークショップ開催により、広く合法検証材 / 認証材の需要を喚起する。次年度には、WEB ベースの情報センターを設立し、国内外の多様な木材取扱関係者に向けて同材の調達や供給に関する実用的な情報を発信する。また情報センターの運営を通して、同材の調達、供給の可能性のある企業を絞り込み、同材取引のビジネスモデルを導くべく、調達者、生産者のそれぞれにより実用的な支援を提供していく。

【これまでの成果】

商社、建材商社・問屋、建材メーカー、住宅メーカー、オフィス家具、製紙などといった国内企業 33 社と木材関連の 3 団体を対象に聞き取り調査を実施。改正G法については理解度の差はあるものの 31 社(96%)が認識している。また、18 社(55%)が団体認定制度により合法材証明書を発行できる体制を整備している。森林認証制度のCoC認証を取得しているところも 9 社(27%)ある。ただしその連鎖がつながっている木材・建材の事例は 1 件のみで最終製品にラベルが付くものではない。また聞き取り対象社における合法材証明書が添付された木材の取引実績は、非常に少なく、取引先から要求されたケースも数件のみだった³。

以上から、合法材証明の手続き体制はほぼ整備されたものの、買い手としての政府・公共機関からの需要が不十分で、制度が十分に機能しておらず、形骸化も懸念される状態である。

【今後の課題・展望】

今後、本プロジェクトを通して実用的な情報を木材取扱者に向け、的確に発信することで、合法検証材 / 認証材への需要を積極的に喚起していく。同時に、政府・公共機関への働きかけも積極的に行っていく。また生産国側の合法検証材 / 認証材供給の可能性のある企業の聞き取りや絞込みを行い、情報センターを通じた調達側との情報交換を促進する。さらには、既存のサプライチェーンにこだわらず、生産国のコミュニティ森林から生産される小ロットの木材製品も視野に入れ、合法検証材 / 認証材取引のグッドビジネスの実現に向け取組んでいく。

¹ 世界の森林面積の 7.5%にあたる約 2 億 9 千万(ha)が各森林認証機関によって認証されている。

² 例えばインドネシア、マレーシアでは、認証森林面積が 577 万(ha)で両国の森林面積の 2.7%にすぎない。

³ 参考までに、日本木材輸入協会の発表した 2006 年 10 月から 2007 年 3 月の集計では合法材証明書が添付されて取引されたのは全体の 28.1%だった。